

## 平成31年雇第2号

### 主 文

公共職業安定所長が平成30年3月1日付けで再審査請求人に対してした同年2月19日以降基本手当を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

#### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成22年11月1日、A所在のB（以下「事業所」という。）に雇用され、同日付けで雇用保険の被保険者資格を取得した。

その後、おおむね1年単位で労働契約を更新し、平成29年9月30日、事業所を離職し、翌日に被保険者資格を喪失した。

その間、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間については、当初、雇用保険の被保険者となり得ない労働条件での労働契約であったため、平成28年4月1日、被保険者資格を喪失したが、当該労働契約期間中の平成29年2月1日、労働条件の変更により被保険者資格を取得した。

- 2 請求人は、平成29年10月16日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求めた。その際、請求人は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に対し、雇用保険法（以下「法」という。）第23条第2項第2号及び雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第36条第7号所定の特定受給資格者要件（期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと。）に該当する旨を申し立てたが、安定所長は、事業所を管轄する公共職業安定所長に照会の上、請求人の離職前に継続する被保険者期間は8か月であるから、当該特定受給資格者要件には該当しないと判断した。
- 3 そこで、安定所長は、平成29年10月23日から平成30年2月18日まで90日分の基本手当を支給したが、同年3月1日、請求人に対し、同年2月19日以降基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 本件は、請求人が、離職について、法第23条第2項第2号及び則第36条第7号所定の特定受給資格者要件に該当すると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人が、離職について、法第23条第2項第2号及び則第36条第7号所定の特定受給資格者要件に該当するか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 前提事実

(略)

#### 2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 法第23条第2項第2号及び則第36条第7号の規定により、期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったときには、特定受給資格者要件に該当するところ、請求人が、この要件に該当するか、以下検討する。

##### ア 事業所と請求人の労働契約について

請求人は、事業所と期間の定めのある労働契約を締結し、平成29年9月30日付けで事業所を離職するまでの6年11か月の間に、8回更新している。更新された8回の労働契約のうち、2回は雇用契約書において更新の可能性がないとされていたが、結果として、更新されたことが認められる。

また、平成28年4月1日から平成29年3月31日までを雇用期間とする労働契約にあつては、週の所定労働時間が18時間であり、被保険者となり得

ない労働条件であったため、請求人は、平成28年4月1日、被保険者資格を喪失したが、当該労働契約の期間中である平成29年2月1日、勤務時間の変更により、週の所定労働時間が23時間となり、雇用保険の被保険者資格を再取得している。

なお、請求人は、平成28年4月1日に被保険者資格を喪失した際には、基本手当の受給資格決定を求めて安定所に出頭することはなかった（公開審理における請求人の申述）。

イ 事業所における請求人の業務について

請求人は、事業所が文部科学省の補助を受けて実施するC事業において、表面分析装置の操作の業務に従事し、事業所に雇用された平成22年11月1日から事業所を離職する平成29年9月30日までの間、当該補助事業が終了し、事業所の独自事業となった後も、一貫して、表面分析装置の操作の業務に従事していた（公開審理における請求人の申述）。

さらに、請求人が事業所を離職した後も、当該表面分析装置の操作の業務は、他の職員により引き続き行われていた（公開審理における請求人の申述）。

(2) 「期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったとき」に、特定受給資格者として、手厚い給付を行う趣旨は、期間の定めのある労働契約について、3年という雇用継続期間をもって雇用継続の期待が生じ、労働契約が更新されなかったときには解雇等と同等に扱うことに合理性があると判断したものと解される所、上記(1)ア及びイの事実に照らすと、請求人は、6年11か月の間、同一事業主との労働契約の更新により、離職することなく、その規律の下に労働を提供しており、平成28年4月1日に被保険者資格を喪失した際にも、基本手当を受給することはなく、また、労働契約の締結時には更新の可能性がないとされていたときも、結果として、更新された場合があること、請求人が従事していた表面分析装置の操作の業務は、請求人が離職した後も、他の職員により代替されていたことからすれば、請求人が雇用継続を期待するのに十分な合理性がある。

(3) そうすると、請求人については、事業所と締結した労働契約の期間は継続して6年11か月間続いており、通算して3年以上あるのであるから、法第23条第2項第2号及び則第36条第7号所定の特定受給資格者要件に該当するものと

判断する。

- (4) 原処分庁は、雇用保険の被保険者となり得ない労働条件により就労した期間については、雇用関係が中断していると判断しているが、被保険者資格は中断しているものの、労働契約は中断していないので、その判断は失当である。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のおり裁決する。

令和2年2月19日